

津波避難マニュアル

丸文松島汽船株式会社

平成27年11月 1日 制定

津波避難マニュアル

(目 次)

第1章 総 則

第2章 職員体制及び参集

第3章 情報の収集

第4章 津波規模に応じた旅客避難と船舶保全

第5章 役 割

第6章 陸上避難

第7章 旅客対応

第8章 食料の備蓄

第9章 訓練の実施

第10章 雜 則

第1章 総 則

- 1 このマニュアルは、地震発生に伴う津波が発生した場合に備え、人命最優先のための行動指針を定め、もって人命の保護、船舶の安全確保を図ることを目的とする。
- 2 対応方針
 - 1) 人命保護を最優先とする。
 - 2) 船舶の安全を確保する。
 - 3) 関係各者と連携をとり全力をあげて取り組む。

第2章 職員体制及び参集

津波注意報、警報発令時は、職員は参集し、津波の対応にあたる。

1) 体 制

本部長	副本部長	要 員
安全統括管理者 又は会社経営者	運航管理者 又は副運航管理者	船舶職員 陸上職員

2) 公休日等の参集

- ① 津波注意報が発令されたときは、公休日にあたる要員は、自宅待機とする。
ただし、運航管理者（代行者）より指示があれば参集する。
- ② 津波警報が発令されたときは、公休日にあたる要員は、招集発令を待たずに参集（自主参集）または、出社までの経路交通事情により自宅待機とし運航管理者（代行者）の指示を受ける。
- ③ 大津波警報が発令されたときは、公休日にあたる要員は、招集発令を待たずに参集（自主参集）または、人命保護を最優先とし出社経路、所要時間等勘案し自宅待機とし、運航管理者（代行者）の指示を受ける。

第3章 情報の収集

1 地震・津波に関する情報収集

- 1) 地震・津波に関する情報の収集は、放送（テレビ、ラジオ）インターネット、防災放送等による。
 - 2) 職員は、放送や関係機関からの津波情報の入手に加え、潮位の確認等あらゆる手段により、地震・津波に関する最新の情報の入手及びその情報を陸上職員、旅客へ提供する。
- ### 2 地震・津波に関する情報を入手した場合の運航船舶との情報共有
- 1) 地震・津波に関する情報を入手した場合は、担当の陸上職員は、直ちに、電話、無線機、視認等により、所属船舶の運航状況（乗組員・乗船旅客等の安否確認を含む）を確認するとともに、所属船舶との間で情報の共有を図る。

- 2) 上記1)による他、松島営業所の待合旅客の待機状況や船舶の待機状況、桟橋及びその他施設の被害状況を確認するため情報の共有化を図る。

第4章 津波規模に応じた旅客避難と船舶保全

津波注意報 (0. 2 m～1 m)

1 発航前

- 1) 最新の情報を収集し、会社経営者、安全統括管理者、運航管理者、船長、塩釜営業所長、松島営業所長等で、運航の可否判断をする。
- 2) 旅客への周知（館内放送等）
- 3) 旅客の誘導（必要に応じて一次避難場所へ誘導する）
- 4) ①運航中止の場合には、浮き桟橋へ係留強化する。
②運航継続の場合には、最新情報の入手と監視強化、連絡体制の確保等、万全の体制にて運航する。
- 5) 注意報解除後、安全確認の上、乗客へ周知し、運航する。

2 運航中

- 1) 最新の情報の入手に努め、安全を確保し目的港まで航行する。
- 2) 旅客への情報周知に努める。
- 3) 陸上職員も旅客への周知に努める。
- 4) 目的港に着桟後、必要に応じて旅客の避難誘導をする。
- 5) 船長は、自船の状況、海上の状況を逐次運航管理者（代行者）に報告する。
- 6) 陸上職員は、各港の最新の状況等を報告する。
- 7) 注意報解除後、安全確認の上、乗客へ周知し、運航する。

津波警報 (1 m～3 m)

1 発航前

- 1) 発航中止とし、情報収集する。
- 2) 陸上職員は、旅客へ呼びかけし、一次避難場所へ避難誘導する。
- 3) 所属船舶は、浮き桟橋へ係留し、係船索を強化する。
- 4) 乗組員は、係留後、状況に応じ一次避難場所へ避難する。
- 5) 職員は、被害状況の集約と関係機関への情報伝達を図る。
- 6) 警報解除後、海上保安部への確認と安全確認の上、運航を再開する。
- 7) 運航再開にあたっては、東北運輸局、海上保安部に報告する。
- 8) 旅客へ運航再開の周知を図る。

2 運航中

- 1) 運航中止とする。但し避難するための運航は除く。
- 2) 船長は、情報を収集し、乗船旅客へ状況を説明する。
- 3) 航行中の位置により、塩釜、松島へ避難係留し、旅客の避難誘導する。また津波到達予定時間があまりにも短く塩釜、松島へ避難することが不可能となった場合、浦戸桂島等の浮き桟橋も考慮し旅客の安全確保に努める。

- 4) 船長は、避難場所、乗客数、被害状況等を運航管理者へ報告する。
- 5) 陸上職員は、船舶の避難及び被害状況等を関係機関へ情報伝達する。またテレビ、ラジオ等で最新の情報を収集し、被害状況の集約に努める。
- 6) 陸上職員は、船舶の避難及び被害状況を関係機関に情報伝達する。
- 7) 警報解除後、海上保安部への確認と安全確認の上、運航を再開する。
- 8) 運航再開にあたっては、東北運輸局、海上保安部に報告する。
- 9) 旅客への運航再開の周知を図る。

大津波警報 (3 m ~ 10 m)

1 発航前

- 1) 発航中止とし、情報収集する。
- 2) 旅客へ周知し、一次避難場所へ避難誘導する。
- 3) 所属船舶は、浮き桟橋へ係留し、係留索を強化する。
- 4) 乗組員は、係留後、直ちに一次避難場所に避難する。
- 5) テレビ、ラジオ等で最新の情報を収集し、被害状況の集約と関係機関等と情報交換を図る。
- 6) 警報解除後、海上保安部への確認と安全確認の上、運航を再開する。
- 7) 運航再開にあたっては、東北運輸局、海上保安部に報告する。

2 運航中

- 1) 運航中止とする。但し避難するための運航は除く。
- 2) 船長は、情報収集し、旅客へ状況を説明する。
- 3) 航行中の位置により、塩釜、松島へ避難係留し、旅客の避難誘導する。また津波到達予定時間があまりにも短く塩釜、松島へ避難することが不可能となった場合、浦戸桂島等の浮き桟橋も考慮し旅客の安全確保に努める。
- 4) 船長は、避難場所、乗客数、被害状況等を運航管理者に報告する。
- 5) 陸上職員は、船舶の避難及び被害状況を関係機関へ情報伝達する。またテレビ、ラジオ等で最新の情報を収集し、被害状況の集約に努める。
- 6) 陸上職員は、船舶の避難及び被害状況を関係機関に情報伝達する。
- 7) 警報解除後、海上保安部への確認と安全確認の上、運航を再開する。
- 8) 運航再開にあたっては、東北運輸局、海上保安部に報告する。
- 9) 旅客への運航再開の周知を図る。

第5章 役割

1 船舶乗組員

- 1) 発航前、船長は津波警報等が発令された場合、機関長、甲板員を指揮し、浮き桟橋への係留作業にあたる。
- 2) 運航中、船長は津波注意報・警報等が発令された場合、旅客に状況を説明し、避難場所へ係留する。
- 3) 船長は、運航管理者との連絡を密にし、最新の情報を得るよう努める。

4) 機関長、甲板員は、船内の旅客等のパニック防止のための沈静化を図る。

2 陸上職員

- 1) 津波注意報・警報等が発令された場合、陸上側と船舶との連絡を密にし、常に最新の情報を船長に伝える。
- 2) 待合旅客の一次避難場所への避難誘導に努める。
- 3) 船舶からの旅客を一次避難場所へ避難誘導する。また、桟橋等の旅客を確認し、避難誘導する。
- 4) 運航状況等の周知に努める。

第6章 陸上避難

1 避難場所、避難経路

- 1) 発航前または運航中、津波警報等が発令された場合、旅客の一次避難場所は、塩釜港はマリンゲート塩釜、松島港は瑞巖寺とする。また、やむをえず浦戸諸島に緊急避難する場合は、桂島は旧浦戸第二小学校、宮戸地区においては大高森山頂とする。
- 2) このマニュアルに定めた避難場所及び避難経路の安全確認は必要に応じて実施する。

2 旅客の避難誘導

- 1) 発航前、マリンゲート塩釜館内の待合旅客の避難は、予想される津波の規模に応じ塩釜港開発株と協議の上、館内2～3階へ誘導する。
- 2) 塩釜浮き桟橋からマリンゲート塩釜への誘導は、乗組員、陸上職員と協力の上誘導する。
- 3) 発航前、松島海岸レストハウス内及び周辺の待合旅客の避難誘導は、松島観光協会と協議し、瑞巖寺へ誘導する。
- 4) 松島浮き桟橋から瑞巖寺への避難誘導は、乗組員、陸上職員と協力の上誘導する。
- 5) 浦戸諸島に避難した場合、乗組員が率先して避難場所へ誘導する。

第7章 旅客対応

- 1) 旅客には、地震の規模及び予想される津波の規模、到達予想時間等必要な最新の情報を船内放送等で伝達する。
- 2) 運航中の場合、当該船舶の避難先港、着岸時刻、着岸後の避難誘導場所、誘導体制等船内放送にて伝達する。
- 3) 乗組員は旅客が船内パニックを起こさないよう沈静化に努める。
- 4) 当該船舶の乗船者に、警察官、自衛官、消防関係者等同乗している場合には、避難誘導等の協力を得る。

第8章 食料等の備蓄

1 食料等の備蓄

所属船舶（乗組員）には、食料、飲料水3日分を常時するよう努める。

第9章 訓練の実施

1 津波対応訓練の実施

1) 毎年6月に実施される塩釜市総合防災訓練に併せ、津波対応として、以下の訓練を実施する。

①非常連絡訓練 ②情報連絡訓練 ③避難誘導訓練 ④船舶安全確保訓練

2 関係機関が実施する津波避難訓練への参加

1) その他、関係機関と実施する（地震）津波防災訓練に参加し、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第10章 雜 則

1 地震防災対策基準との関係

1) 安全管理規程に定めた地震防災対策基準は、旅客の避難場所及び避難経路等明確になっていないため、このマニュアルを別に定めるものである。

2 船舶における避難行動等に関する措置は、このマニュアルによる他、別に定めることができる。

付 則

1 このマニュアルは、平成27年11月1日より実施する。